

福祉のまちづくり行動計画

～あらゆる障害と共に生き抜くまちづくり～

(平成 30 年～令和 4 年)

令和 3 年 1 1 月

美作市社会福祉協議会

目 次

1. 「福祉のまちづくり行動計画」の概要	3
(1) 計画の目的と意義	
(2) 計画の期間	
2. 基本計画	5
3. 基本項目1 地域福祉推進システムの構築	6
重点項目(1) コミュニティソーシャルワークの実践	6
① コミュニティソーシャルワーカー配置に向けた人材育成	
② 「福祉出前ステーション」の開設とコミュニティソーシャルワーカーの配置	
③ 相談援助に関わる地域包括支援センターと生活困窮者自立支援事業の受託、 美作市総合相談支援センターの開設	
④ 「福祉出前ステーション」開設に向けた広報活動	
平成30年度から令和4年度までのタイムスケジュール	
「福祉出前ステーション」の組織体制図	
重点項目(2) 新たな福祉サービスを開発する仕組みづくり	16
① 社会福祉法人等ネットワーク会議の開催	
② 制度の狭間をカバーする新たな福祉サービスの開発	
③ 子どもの学習支援・居場所づくり事業を市内全域で実施	
④ フードドライブの実施	
⑤ 行政との連携・パートナーシップ	
平成30年度から令和4年度までのタイムスケジュール	
4. 基本項目2 必要とされるサービスの提供と利用支援	21
重点項目(3) 介護保険事業の見直しと障がい者サービスへの事業展開	21
① 通所介護事業	
② 訪問介護事業、居宅介護・重度訪問介護	
③ 居宅介護支援事業	
平成30年度から令和4年度までのタイムスケジュール	

重点項目（４）	障がい者の地域生活を支えるサービスの充実	27
①	地域活動支援センターⅠ型「なごみ」の受託運営	
②	地域活動支援センターⅠ型「なごみ」とⅢ型「むぎの会」の一体的な運営	
③	生活介護（通所型）事業所の開設	
④	障がい者（児）の幅広い受け皿として日中一時支援事業を実施	
⑤	障がい者等の緊急時の受入れや体験の機会と場を提供できる居住支援の拠点整備	
⑥	地域共生社会の実現を目指す「招（商）福連携による移動販売モデル事業」の実施	
	平成 30 年度から令和 4 年度までのタイムスケジュール	
5. 基本項目 3	市民が市民を支える新たな地域づくり	35
重点項目（５）	地区社協活動の支援と福祉教育の推進	35
①	「福祉会議事業」と「おたがいさまネット事業」による課題発見機能の強化	
②	地域住民・福祉団体・企業等に向けた「地域福祉講座」の開催	
③	市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の推進	
	平成 30 年度から令和 4 年度までのタイムスケジュール	
重点項目（６）	市民参加によるたすけあい活動の推進	41
①	人工透析患者の福祉有償運送事業利用促進	
②	認知症カフェの普及及び活動支援	
③	遺贈と空き家活用による地域福祉の拠点づくり	
④	市民や企業、団体等から寄附を募るファンドレイジングを活用した「子ども応援夢基金」の創設	
⑤	一時里親バンク登録事業の実施	
	平成 30 年度から令和 4 年度までのタイムスケジュール	
6. 基本項目 4	権利擁護事業の拡充	49
重点項目（７）	法人後見機能と権利擁護活動の充実	49
①	市民後見人養成講座の継続	
②	利用者に最適な後見受任体制の整備	
③	地区社協等での広報活動・関係機関とのネットワーク形成	
④	入居支援保証人代行事業の実施	
	平成 30 年度から令和 4 年度までのタイムスケジュール	

1. 「福祉のまちづくり行動計画」の概要

(1) 計画の目的と意義

社会福祉協議会（以下「社協」と表記します。）は、社会福祉法第109条に位置付けられた「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」です。

地域福祉とは、同法第4条で「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を持てるようにすること」と規定されています。

これは、市民一人ひとりが持つ権利と、権利を行使できる機会を、等しく保障することです。地域社会という共同体の中には、例えば重度の知的・身体・精神・発達障がい者や難病患者など、自分の力だけでは日常生活を営むことが困難な人達が存在しています。この人達の市民としての権利を保障し守っていくためには、社会福祉政策の充実に加え、同じ地域社会に暮らす住民一人ひとりが、障害や病気、生活のしづらさを我が事と受け入れ、共に生き抜く地域共生社会の実現に向けた環境をみんなで作っていくことが大切です。

そして、そのプロセス（過程）全てが、社協の考える「地域福祉の推進」です。社協の役割は、行政や関係機関と連携を密にしながら、同じ地域社会に住む住民とともに、生活のしづらさを持つ人を発見し、地域の中でその課題を話し合い、共有し、相互に協力しあえる関係をつくることです。

さらに社協は、常に「福祉サービスを必要とする地域住民」の立場に立ち、解決のために必要な取り組みを自らも創設します。

これが社協活動の本質であり、社協でなければ担えない役割です。

そのため社協には、社会福祉に関する高い専門性はもちろん、高い中立性と公平・公正な事業運営が求められ、その公益性（非営利性）ゆえに行政からは助成、地域住民からは会費や寄附金等、公私の支援を受け継続した活動が図られています。

しかし、これまで社協は障がい者支援や生活困窮、ひきこもり・ニート、認知症などの現代的課題への対応が十分とは言えませんでした。これらの課題を社協の主要な業務として認識を改め取り組むことにより、社協は地域社会にとってこれまで以上に必要とされる存在になるのではないかと思います。

また、在宅福祉サービスのセーフティネットの役割を担ってきた社協の介護保険事業も、民間事業者の参入が図られ、サービス供給量が充足した現在において、事業の在り方を見直す時期にあります。民間でできることは民間に任せ、民間でできない事業・活動に取り組むことこそが、社協の価値や存在意義を高めるものがあります。

このようなことから、社協活動の本質をふまえ、これから社協が推進すべき地域福祉活動の「対象はどこか」「仕組みをどう作るか」「どんな事業を興すか」を、みんなで考え、中長期的な方向性を検討することになりました。

美作市は、少子高齢化の進行とともに人口減少が深刻化しています。人口減少は、地域経済の縮小や地域社会の弱体化につながるものが問題視されています。美作市は、創意工夫を凝らしながら様々な行政施策を進めていますが、行政施策の充実とともに、住民と行政・社協などが協働して地域福祉を推進することが、市民が暮らし安さを実感することに繋がります。

つまり、地域福祉を推進し「福祉が充実したまち」になれば、新しい人の流れ（人口流入）ができるなど、美作市の地方創生にも寄与することが出来るのではないのでしょうか。

「福祉のまちづくり行動計画」は、社協が、住民をはじめ地域において社会福祉に関わる人・団体同士が協働して、“あらゆる障害と共に生き抜くまちづくり”に向け、地域福祉を推進することを目的とした計画で、行政の「地域福祉計画」「障がい福祉計画」等と相互に連携しながら、ともに地域福祉の推進を目指します。

（２）計画の期間

「福祉のまちづくり行動計画」は、平成30年度から令和4年度までの5ヶ年を計画期間とします。

なお、制度改正等の動向を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うこととします。

2. 基本計画

福祉のまちづくり行動計画の全体の枠組み

基本項目1 地域福祉推進システムの構築

重点項目（1）コミュニティソーシャルワークの実践

重点項目（2）新たな福祉サービスを開発する仕組みづくり

基本項目2 必要とされるサービスの提供と利用支援

重点項目（3）介護保険事業の見直しと障がい者サービスへの事業展開

重点項目（4）障がい者の地域生活を支えるサービスの充実

基本項目3 市民が市民を支える新たな地域づくり

重点項目（5）地区社協活動の支援と福祉教育の推進

重点項目（6）市民参加によるたすけあい活動の推進

基本項目4 権利擁護事業の拡充

重点項目（7）法人後見機能と権利擁護活動の充実

3. 基本項目1：地域福祉推進システムの構築

重点項目（1）コミュニティソーシャルワークの実践

（現状と課題）

少子高齢化の進行や社会的孤立、生活困窮、引きこもり、虐待、権利侵害など、行政や関係機関だけでは解決できない制度の狭間の問題等が早期発見・早期対応に至らず深刻化しています。

市民が安心して暮らすためには、何か困ったことが起きた時に、身近な場所で何でも気軽に相談できる窓口が必要です。美作市の相談窓口は、福祉事務所を始め分野別に実施されていることもあり、どこに相談したらよいかわからないという状況が見受けられます。

社協は地域住民や福祉関係者との繋がりを活かし、地域に埋もれたニーズの拾い出しと福祉サービスや制度だけではカバーできない生活全般の支援を地域福祉で支える機能を活かして、あらゆる相談に対応する「総合相談」の役割を果たすことが求められています。

社協が目指す「総合相談」は、社協の窓口寄せられる本人等の相談への対応だけでなく、地域住民や関係機関から寄せられた要支援者の生活課題を把握し、早期解決を図るとともに、地域で支えられるよう住民と協働して進めるコミュニティソーシャルワークを実践しなければなりません。

現在社協の相談支援事業の主なものは、日常生活自立支援事業や成年後見事業、生活福祉資金貸付事業がありますが、支援困難ケースへの対応のノウハウは、限られた職員しか持ち合わせていません。

今後は、各支所で個別支援と支援のネットワークづくりを行うコミュニティソーシャルワークを実践するために、社協全職員が福祉専門職としての相談援助技術の向上を図り、社協が気軽に相談できる窓口の役割を担う体制づくりが課題となっています。

（目指すべき方向性）

社協は、地区社協関係者や自治会長、民生委員、愛育委員、栄養委員、ボランティア等の福祉関係者とのつながりを活かした、地域に埋もれている潜在的ニーズを拾い上げる情報基盤を持ち合わせています。

そして、これら福祉関係者や地域住民の気づきが、社協へ情報提供や相談の形でスムーズに伝わるよう、身近なところで相談できる窓口を各支所に常設します。

社協に行けば福祉の相談が受けられる、社協に相談を持ち込めば何とかなるといふ、社協が市民にとって「気軽に相談できる窓口」の役割を担えるよう相談支援

を強化します。

また、相談支援にあたっては、住民との協働による見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをする専門職であるコミュニティソーシャルワーカーを各支所に配置します。

コミュニティソーシャルワーカーは、社協が実施する各種事業や関係機関、民生委員などからの相談や、見守り会議や福社会議から寄せられた情報を元に、積極的に地域に出向く訪問相談（アウトリーチ）を行います。

また、昨年から引きこもり調査にも取り組み、要援護者の情報を把握している民生委員・児童委員との連携を強化し、コミュニティソーシャルワークの実践に取組みます。

コミュニティソーシャルワークとコミュニティソーシャルワーカー

コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティ（地域社会）に焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることを目指すものです。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う者のことです。

アウトリーチ

アウトリーチは自発的に援助を求めてこない利用者に対するアプローチの方法で、相談機関から地域に積極的に出て利用者と対面し潜在的なニーズを表に出せるよう援助して行くことが医療、福祉の現場で求められています。

(実施計画)

① コミュニティソーシャルワーカー配置に向けた人材育成

- ・従来、特定の専門職員が担当していた日援事業を支所職員担当制に拡充し、相談援助の実務経験を積み、専門職としての知識・技術向上を目指します。
- ・障害者や引きこもり等、制度の狭間の要支援者へのアプローチに積極的に取り組みます。
- ・全職員が社会福祉士もしくは精神保健福祉士国家資格を取得し、福祉の専門職として「職員の質」を高めます。
- ・介護職員においても、今後相談援助の業務に従事することも考慮し、全職員が介護支援専門員（ケアマネージャー）の国家資格を取得します。
- ・平成 30 年度より、美作大学堀川教授を講師に招き、相談援助技術の職員研修会を毎月第 4 金曜日に開催します。

		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
コミュニティ ソーシャル ワーカー配置に 向けた人材育成	旧	既存事業における相談 援助とアウトリーチの実践 				
		全職員の福祉専門職国家資格取得 (社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員) 				
	新	<ul style="list-style-type: none"> ・既存事業における相談援助とアウトリーチの実践 ・美作大学堀川教授による CSW 職員研修会を毎月実施 				
		全職員の福祉専門職国家資格取得 (社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員) 				
<p>重要目標達成指標 (KGI) 令和 5 年 3 月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士：3 名 → 15 名 (全職員取得) ・精神保健福祉士：1 名 → 3 名 (全職員の中から) ・介護支援専門員：4 名 → 13 名 (全介護職員取得) 						

② 「福祉出前ステーション」の開設と

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置

困り事を相談する市民にとっては、美作市のどの相談窓口がどのような支援を

してくれるのかわかりにくく、また複合的な多問題を抱える世帯にとっては、それぞれの窓口で相談や手続きを行うこととなります。

このような問題を解決するためには、市民からの多様な相談を身近な地域圏域で一か所で一度に（ワン・ストップ）受け止め対応する窓口が必要です。

「どこに相談したらいいかわからない時、社協に相談すると適切な窓口に導いてくれる」という総合相談に対応できるよう、支所に「福祉出前ステーション」を開設します。「福祉出前ステーション」には、相談援助と問題解決能力を持った専門職の配置が必要であり、相談援助に関わる実務経験を積んだ社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格保有職員をコミュニティソーシャルワーカーとして配置します。

コミュニティソーシャルワーカーは、来所や電話による相談を待つだけでなく、近隣住民や民生委員からの情報提供や、地区社協の見守り会議や福祉会議で上がってきた地域に潜在化する問題を把握し解決できるよう、積極的に地域に出向き訪問相談（アウトリーチ）を行います。相談対応については、要支援者の状況を確認するとともに、その人が抱える問題を明らかにし、解決の方向性を見極め、必要に応じて関係機関や地域の協力を得ながら支援に取り組めます。

また、個別のケース検討会や支援計画づくり、関係機関との連携・協働による支援やサービスの開発に取り組み、コミュニティソーシャルワークを実践します。

なお、「福祉出前ステーション」は、当初の計画を前倒しし、平成 30 年 11 月より各支所に開設するとともに、総合相談に対応する CSW を配置しました。また、令和 3 年度の地域包括支援センター受託を機に、「社協地域ステーション」に名称を変更しました。

		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
福祉出前ステーションの開設とコミュニティソーシャルワーカーの配置	旧			<ul style="list-style-type: none"> 支所にCSWを配置 「福祉出前ステーション」開設 		
	新		<ul style="list-style-type: none"> 支所にCSWを配置 「福祉出前ステーション」開設。令和3年度より「社協地域ステーション」に名称を変更 			
<p>重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> 各支所に社会福祉士もしくは精神保健福祉士 1 名を配置 各支所に「福祉出前ステーション」開設 						

③ 相談援助に関わる地域包括支援センターと生活困窮者自立支援事業の 受託、美作市総合相談支援センターの開設

行政の相談窓口は、人事異動や多岐に亘る業務、人的な制限等があり、継続的な相談体制を維持することが困難であることなどから、ここ数年は市町村社協が権利擁護センターや地域包括支援センター、生活困窮者自立支援等の相談支援事業を受託するケースが増えています。

現在、地域福祉推進の壁となっているものに「困っていても手を挙げない人々」の存在があります。これは「引きこもり」や「貧困」といった深刻な状況から地域で孤立し、自分には「支援は必要がない」と思っている人をどうするかが問われており、早期発見・早期対応できる仕組みづくりが必要になっています。

社協は、「福祉出前ステーション」を開設するに当たり、孤独死、ごみ屋敷、引きこもり、権利侵害等、地域の声なき SOS を住民の協力を得てキャッチし、福祉に関する相談とアセスメント及び連絡調整機能を持った拠点として、支所機能を強化します。そのためには、地域包括支援センター事業と権利擁護センターの受託を美作市に要望し、地域圏域にある相談窓口の統合化を図り、市民のあらゆる相談を丸ごと受け止め、適切なサービスに結び付ける相談支援に取り組めます。

「地域包括支援センター」は、地域ステーション（各総合支所）に専門職員を配置し、高齢者の総合相談、権利擁護支援、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントを行っており、社協が担う役割と重複している部分があります。地域包括支援センターが把握している課題を抱えた個人には、介護保険や公的サービスの利用につなぐだけでは、解決できない問題や課題もあり、地域生活全体を支える個別支援には限界があります。社協は、その問題や課題を、住民とのつながりを活かしたインフォーマルな支援で支えていく強みを持ち合わせています。社協が地域包括支援センターを受託できれば、このつながりの基点を**福祉出前ステーション（各支所）**に置き、地域包括支援センターと社協、そして住民が手を組み、しっかりリンクすることにより、対象を高齢者に限定しない制度外の支援等にも積極的に取り組みます。

近年の住民サービスの在り方として、ワン・ストップ・サービス（one stop-service）という表現が謳われるようになりました。これは、どの組織が、どのような問題に対応するのかという役割分担論ではなく、どこが相談を受けても、きちんと問題解決の担当に辿り着けることが市民や地域にとって有効になります。権利擁護センターには、権利擁護に関するワン・ストップ相談支援機関として、その役割が求められています。市民にとって身近な存在である社協支所に権利擁護支援に関する相談が寄せられ、困難事例が権利擁護センターの支援検討委員会にスムーズに繋がる仕組みが構築できます。地域包括支援センターと権利擁護センターの受託にあたっては、準備期間として、社協職員1名の行政出向をお願いし、担当課で2～3年の実務経験を経て事業受託を目指します。

「地域包括支援センター」の受託については、美作市保健福祉部との協議を進める中で、引きこもりや8050、ゴミ屋敷といった高齢、障害、児童等の各分野別の相談体制では困難な、世帯の中で課題が複雑化・複合加しているケース、制

度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく地域で孤立しているケースなどを確実に支援に繋げられるよう、高齢者に限定しない分野や属性を問わない包括的な相談支援体制の構築を地域包括支援センターの受託を契機に進めることになりました。それまであった美作市の相談窓口を集約し、市民のあらゆる相談に対応する「**美作市総合相談支援センター**」を令和3年度より美作保健センター内に開設し、その運営を美作市社協が行うことになりました。

「**美作市総合相談支援センター**」には、地域包括支援センターと生活困窮者自立支援事業の機能を有し、それぞれの事業に従事する職員を配置して、高齢者や生活困窮のみならず、福祉に関するあらゆる相談に対応する包括的な相談支援体制を進めることになりました。近年、福祉課題が複雑化・多様化・深刻化する中で、一つの世帯で様々な問題が同時にいくつも重なったり、家族全員が何らかの課題を抱え、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている複合的な課題を抱える世帯が増えています。このような世帯を支援する場合、一つの専門機関だけでは課題解決が図れないため、世帯に関わっている複数の専門機関が連携して、課題解決に当たる必要があります。「**美作市総合相談支援センター**」では、このような複合的な課題を抱える世帯の課題解決を図るために、複数の専門機関が協働して支援チームを編成し、協議・検討する**相談支援包括化推進会議**を随時開催することとしており、会議の総合調整・コーディネート役を担う**相談支援包括化推進員**を1名配置しています。

また、各支所には、美作市社協のCSWと地域包括支援センターのステーション相談員の複数の専門職を配置し「**美作市総合相談支援センター**」との連携・協働を図りながら、市民のあらゆる相談にワンストップで対応する相談支援体制を整備することになりました。これに伴い、支所の福祉出前ステーションの名称は「**社協地域ステーション**」に変更するとともに、大原支所と東粟倉支所を統合し、大原保健センター1階に「**社協大原・東粟倉地域ステーション**」の名称で事務所を構えることになりました。

令和元年度には、福祉出前ステーションの相談解決能力を高めるために、美作市より「**生活困窮者自立支援事業**」の一部を受託しました。生活困窮者自立支援事業は、失業や就職活動の行き詰まり等の事情で経済的な困窮状態に陥っている生活困窮者を対象に、自立に向けた相談支援や就労に関する支援を行い、生活困窮者の「自立の促進」を図っていく制度です。支援内容は、現金給付ではなく、自立に向けた人的な支援を有期に提供することを基本としています。美作市においても北山の福祉事務所を拠点に、生活困窮者自立支援法に基づく各事業が行われており、美作市社協は自立相談支援事業の一部と家計改善支援事業、学習支援事業を美作市より受託するとともに、美作市社協本所に「**美作市大原・東粟倉・作東地域就労支援センター**」を設置し、住まい・健康・仕事・家族など多様な課題を抱える生活困窮者に、様々な社会資源等を活用しながら、一人ひとりにあった支援を行うことになりました。なお、生活困窮者自立支援事業は、令和3年度より市内全域を実施区域に拡充することになりました。

なお、「**権利擁護センター**」の受託については、市町村に対して成年後見制度利

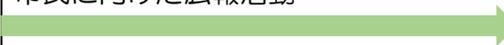
用促進の拠点になる中核機関の設置が権利擁護利用促進法や国基本計画で示されたことにより、受託協議を見直すことになりました。美作市の権利擁護センターの運営は、美作市と勝央町、奈義町、西粟倉村の勝英管内の自治体との事務委託により行われており、現行の権利擁護センターの運営の枠組みを中核機関として位置付けることが行政間で決定したため、権利擁護センターの美作市社協への受託はなくなりました。

		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	
相談援助に関わる行政の事業を受託	旧	行政出向・行政協議 →					
				<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護センター受託 ・地域包括支援センター受託 →			
	新	行政出向・行政協議（令和 2 年度に延長） →					
					<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター受託 →		
					<ul style="list-style-type: none"> ・美作市総合相談支援センター開設 →		
					<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進員の配置と相談支援包括化推進会議の開催 →		
<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護センター受託：計画中止 							
			<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業受託 →				
<p>重要目標達成指標（KG I） 令和5年3月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業受託（令和元年度～） ・地域包括支援センター受託（令和3年度～） ・美作市総合相談支援センターの開設（令和3年度～） ・相談支援包括化推進員の配置と相談支援包括化推進会議の開催（令和3年度～） 							

④ 「福祉出前ステーション」開設に向けた広報活動

社協の各支所が「どこに相談したらいいかわからなくても、社協に問い合わせれば適切な解決機関につないでくれる」身近な相談窓口として、今後機能していくためには、市民に広く認知してもらう必要があります。

支所相談窓口の「福祉出前ステーション」開設に向け、地区社協やサロン、福祉関係者等を通じた市民への広報活動に積極的に取り組めます。

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
福祉出前ステーション 開設に向けた 広報活動	旧				市民に向けた広報活動 	
	新				市民に向けた広報活動 	
<p>重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点</p> <p>市民に向けた広報活動：489回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協向けの説明会：93回（31地区 × 3回） ・福祉団体向けの説明会：18回（6団体 × 3回） （民生委員・栄養委員・愛育委員・ボランティア・老人クラブ・身障協会） ・サロン向けの説明会：360回（180か所 × 2回） ・サロン代表者向けの説明会：18回（6地域 × 3回） 						

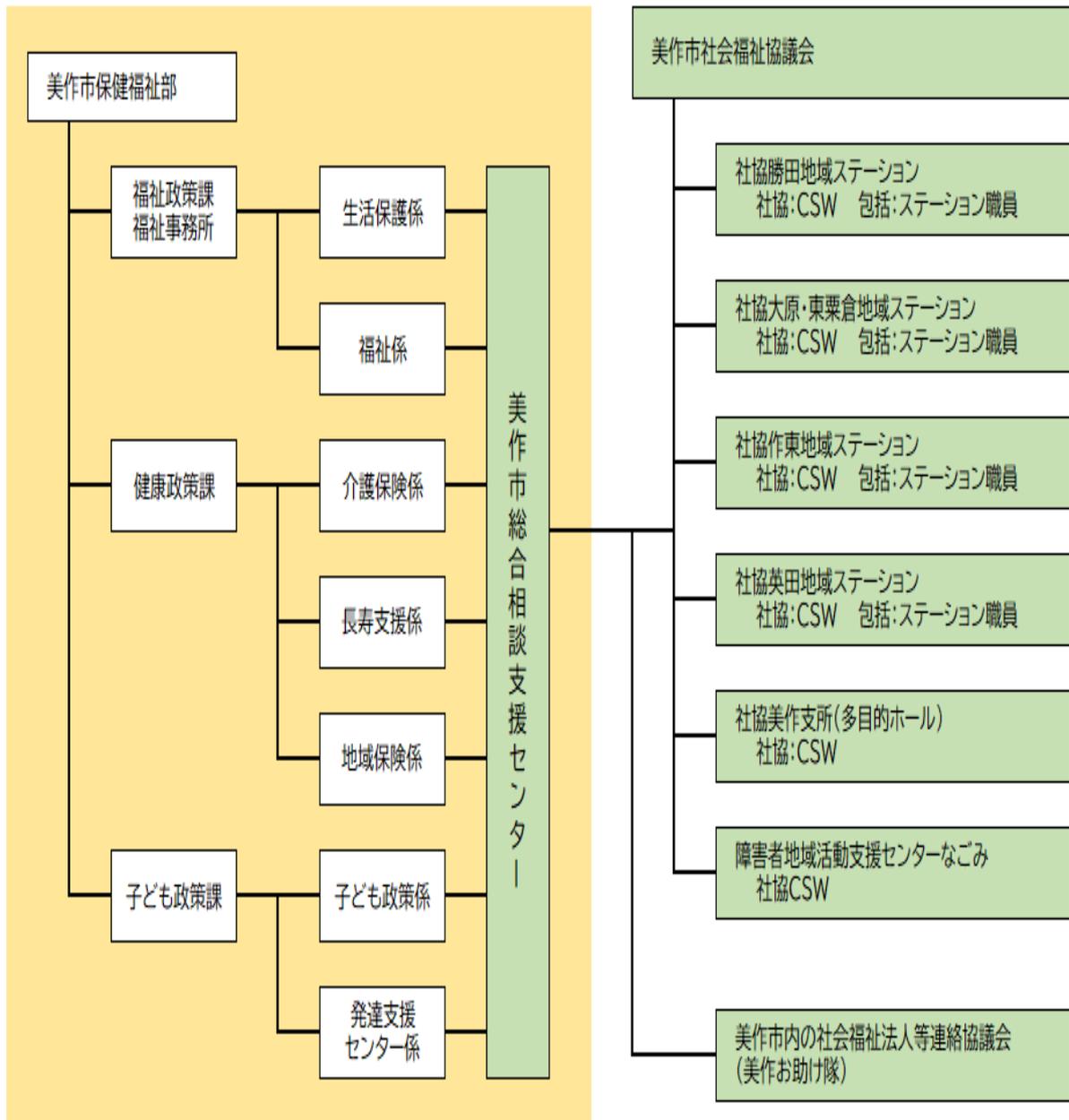
重点項目（１）コミュニティソーシャルワークの実践

平成 30 年度から令和 4 年度までのタイムスケジュール

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
①コミュニティ ソーシャルワーカー 配置に向けた 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 既存事業における相談援助とアウトリーチの実践 美作大学堀川教授による CSW 職員研修会を毎月実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> 全職員の福祉専門職国家資格取得 (社会福祉士/精神保健福祉士/介護支援専門員) 				
②福祉出前ステーションの 開設とコミュニティ ソーシャルワーカーの 配置	<ul style="list-style-type: none"> 支所に CSW を配置 				
	<ul style="list-style-type: none"> 「福祉出前ステーション」開設 令和 3 年度より「社協地域ステーション」に 名称変更 				
③相談援助に関わる 行政の事業を受託	<ul style="list-style-type: none"> 行政出向・行政協議 				
				<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター 受託 	
				<ul style="list-style-type: none"> 美作市総合相談 支援センターの開設 	
				<ul style="list-style-type: none"> 相談支援包括化推進員 の配置と相談支援包括 化推進会議の開催 	
	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護センター受託（計画中止） 				
	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業受託 				
④福祉出前ステーション開設 に向けた広報活動	<ul style="list-style-type: none"> 市民に向けた広報活動 				

総合相談支援センターと社協地域ステーションの相談支援体制図

社協各支所に、社協のコミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センターのステーション職員を配置します。市民からのあらゆる相談を包括的に受け止め、相談、助言、情報提供、問題解決を行う「社協地域ステーション」を常設し、必要に応じて支援機関につなぐことができる、相談支援体制の構築を目指します。



令和3年度より、美作市保健センター内に「美作市総合相談支援センター」と美作市社協の各支所に「社協地域ステーション」を開設し、市民からのあらゆる相談を包括的に受け止め、相談・助言・情報提供・問題解決を行う、包括的な相談支援体制の構築を目指します。

相談窓口には、社協のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）や社会福祉士、保健士、ケアマネージャー等の福祉の専門職が、お一人おひとりの相談に寄り添い対応させていただきます。

重点項目（２）新たな福祉サービスを開発する仕組みづくり

（現状と課題）

美作市における生活課題は複雑多様化しており、少子高齢化、家族や地域での助け合い機能の低下、不安定な雇用や低収入による生活の不安定化などを背景として、引きこもり、孤独死、社会的孤立、ゴミ屋敷、子どもの貧困、失業後の再就職困難等の深刻な課題が増えています。

これらの課題は、「制度の狭間」や「複合的な課題」であり、既存の福祉サービスでは解決できない新たな福祉ニーズです。そして、地域福祉の推進を使命とする社協は、その解決のために中心になってその役割を担っていかねばなりません。

現在の社協は、制度内の事業やサービス、行政からの委託事業等が中心となり、上記に掲げた生活課題に対して、新たな福祉サービスを開発する取組みが乏しい状況にあります。

社協はここ数年、権利擁護や生活困窮、子供の貧困に特化した独自事業として、①法人後見事業、②子どもの学習支援・居場所づくり事業、③生活困窮者向けリユース事業、④緊急食糧支援おむすび事業、⑤生活困窮者等緊急援護資金貸付事業を策定し、新たな支援対策にも取り組んできました。

今後は、既存の福祉サービスだけでは解決できない新たな福祉ニーズに対応するために、社協が中心になって行政や専門分野を超えた多様な団体等が相互に連携・協働するネットワークづくりを進め、効果的・効率的かつスピード感をもって、新たな協働や仕組みで解決に向けた取組みを進めていくことが求められています。

（目指すべき方向性）

改正社会福祉法が施行され、すべての社会福祉法人に「地域における公益的な取組の責務」が規定されました。今回の法改正は、社会福祉法人そのものが地域の公的な資源であり、自らの資源を生かして地域における公益的な活動を推進する立場にあること。また非営利法人として、既存の福祉サービスでは解決できない新たな福祉ニーズに應えるために、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないことが示されました。

社協は、今回の法改正を機に、市内の社会福祉法人等と連携・協働のネットワークを作り、新たな福祉ニーズの把握とサービスを開発し、地域の生活・福祉課題の解決に取り組む組織として「美作市内の社会福祉法人等連絡協議会(以下「美作お助け隊）」を平成29年6月1日に設立しました。

この連絡協議会の設立により、社会福祉法人間のネットワークもさることながら、行政や市民活動団、NPO、企業などとの連携・協議の場を設け、制度にとらわれない柔軟な支援を行う新たな福祉サービスの開発に取り組めます。

なお、この連絡協議会の発足は、県内初の先駆的な取組みとして注目されており、県域全体で社会福祉法人の連携・協働のネットワークづくりの気運が高まっています。

(実施計画)

① 社会福祉法人等ネットワーク会議の開催

「美作お助け隊」には、参加法人の代表者で組織する役員会を設置しています。役員会は、組織運営に係ることや作業部会からの報告や提案事項等も協議し、新たな福祉サービスの策定もここで決定していくこととしております。

地域住民を基盤とした協議体である社協は、その特性を生かし「美作お助け隊」の運営の中心的な役割を果たすとともに、多様な組織や団体、地域住民が自由に参画し、地域の福祉ニーズを協議検討できる地域協議会的な役割を担う「**社会福祉法人等ネットワーク会議**」を開催し、活動を発展させていきます。

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
社会福祉法人等 ネットワーク会議の開催					
重要目標達成指標 (KGI) 令和5年3月末時点 ～ ・社会福祉法人等ネットワーク会議の開催：年5回定期開催					

② 制度の狭間をカバーする新たな福祉サービスの開発

「美作お助け隊」は、生活困窮者等への配食サービス、ゴミ屋敷の清掃事業、中間就労支援事業の3つの事業を設立当初の事業として掲げております。

社協は今後も、時代の変化や多様化し複雑化する新たな福祉ニーズの発生に迅速に対応できるよう、既存の地域福祉事業やコミュニティソーシャルワークの実践の中から拾い上げた福祉ニーズを、「美作お助け隊」につなぎ、制度の狭間をカバーする新たな福祉サービスの開発に積極的に取り組みます。

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
制度の狭間を カバーする新たな 福祉サービスの開発					
重要目標達成指標 (KGI) 令和5年3月末時点 ・福祉サービス開発件数：3件 → 7件 ①配食サービス事業 ②ゴミ屋敷清掃事業 ③中間就労支援事業 ④フードドライブ事業 ⑤子どもの学習支援・居場所づくり事業 ⑥就学支援リユース事業 ⑦ 招(商)福連携による移動販売事業					

③ 子どもの学習支援・居場所づくり事業を市内全域に実施

社協が平成 28 年より実施している「子どもの学習支援・居場所づくり事業」は、作東中学校の貧困家庭の生徒を対象に、長期休暇中や放課後にボランティア活動をしなが、基本的な生活習慣を身につけたり学習の場を与え、いじめの対象や不登校に陥らないよう支援するもので、中学校や地域住民、愛育委員の協力をいただきながら、現在までに 5 人の生徒が利用し成果を上げています。

また、平成 29 年 8 月からは、美作お助け隊参加法人の「蛭流荘」が美作中学校の生徒を受け入れ、モデル的に事業が行われています。

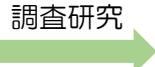
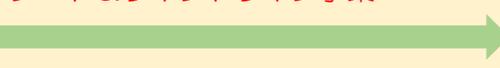
今後は、美作お助け隊で事業化し、市内各中学校への事業説明を行い、行政や地区住民、児童委員との協働により、本事業を市内全域に展開できるよう取り組んでまいります。

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
子どもの学習支援・居場所づくり事業の市内全域展開	中学校への事業説明と協議検討 				
		中学校との調整が取れば、各法人で順次開設 			
重要目標達成指標（KG I） 令和 5 年 3 月末時点 ・開設数：2箇所 → 6箇所（市内全域旧町村区域に開設）					

④ フードドライブの実施

美作お助け隊の事業メニューとして、生活困窮者の食糧支援と食品ロスを削減するために、「**フードドライブ事業**」を実施します。市民から家庭で余っている食べ物を、美作お助け隊参加法人に持ち寄ってもらい、それらを生活困窮者に提供したり、福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附できるよう事業化します。

平成30年度の調査研究を経て、令和元年度にフードドライブ事業を初めて実施しました。令和2年度からは、生活困窮世帯のニーズに幅広く対応するために、食料品のみならず日用品についても寄附を募る「**フード&ライフドライブ事業**」を事業化し、美作市社協や美作お助け隊参加法人で物品の受入れを行うこととしました。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
フードドライブの実施	調査研究 				
		フードドライブ事業 	フード&ライフドライブ事業 		
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点 ・開設数：0 → 14箇所（美作お助け隊の全参加法人事業所で開設）					

⑤ 行政との連携・パートナーシップ

「美作お助け隊」設立には、行政関係者と社協の緊密な連携が大きな役割を果たしました。当初より社協は、行政の生活困窮や生活保護担当者と、生活困窮者等に関する情報提供や行政が求める福祉サービスについて協議を重ねたことにより、社会福祉法人の地域公益事業の必要性に触れることが出来、「美作お助け隊」設立に向け大きく舵を切ることができました。

今後も行政との協議を行い、地域における総合相談・生活支援体制の構築、権利擁護支援体制整備や地域公益事業の推進に向け、行政との連携・パートナーシップ構築に積極的に取り組みます。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
行政との連携・パートナーシップ					

重点項目（2）新たな福祉サービスを開発する仕組みづくり

平成 30 年度から令和 4 年度までのタイムスケジュール

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
①社会福祉法人等 ネットワーク会議の開催					
②制度の狭間を カバーする新たな 福祉サービスの開発					
③子どもの学習支援・ 居場所づくり事業の 市内全域展開	中学校への 事業説明と 協議検討 				
		中学校との調整が取れば、各法人で順次開設 			
④フードドライブの 実施	調査研究 				
		フードドライブ 事業 	フード&ライフドライブ事業 		
⑤行政との連携・ パートナーシップ					

4. 基本項目 2：必要とされるサービスの提供と利用支援

重点項目（3）介護保険事業の見直しと障がい者サービスへの事業展開

（現状と課題）

介護保険制度発足当時、社協は措置制度時代の実績及び団体本来の性格から、民間事業者では受け入れが困難な利用者を受け入れるセーフティネットの役割を担うことを期待されていました。

しかし、民間事業者が年々増加する中で、介護保険サービスは、すでに利用者が事業者を選択する時代に入っており、一事業者である社協がセーフティネットとしての役割を担うことには機能的・物理的に限界があり、介護保険制度の中で、その役割にも変化が生じています。

現在、市の介護保険事業は、多数の民間事業者等の参入を得て、現状ではサービス提供量は概ね充足するに到ったと思われれます。このことは、介護保険制度が目指す「民間の参入」がある程度達せられ、社協の当初の目的は十分に果たされたものと考えられます。

反面、法人経営の観点からは、他の民間事業者との競争により収益確保が厳しい事業もあり、このまま現状の介護保険事業を丸抱えし継続していけば、市社協の経営に多大なる影響を与える恐れもあります。

社協は地域福祉を推進することを目的として設立された団体であり、介護保険事業の廃止が市民へのサービス低下につながる場合には、事業の採算性、効率性を意識するにしても、ある程度の赤字を覚悟しながら事業を継続する必要があります。

しかし、現状では民間の事業所の増加によりシェアは低下しており、社協による介護サービスの提供が無くなったとしても、市内のサービス供給量は充足されると思われれます。

ここは社協の設立の原点に戻って、財政に余力があるうちに民間社会資源の充足度合いを確認しながら、介護保険事業の見直しを図り、他の地域福祉事業を推進していくことが妥当な判断と考えます。

（目指すべき方向性）

現行の介護保険事業については、その果たすべき役割、財政状況を鑑みて、事業ごとに縮小もしくは廃止に向けた見直しを図ります。

今後は、誰もが地域で安心して生活できる福祉サービスの担い手として、福祉ニーズがありながら民間事業者の参入が少ない、障がい者福祉サービスの充実に向けた新たな事業に取り組み、地域福祉の推進主体として、その役割を果たしてまいります。

(実施計画)

① 通所介護事業

通所介護事業は、大原・東粟倉・作東支所の3か所で事業を行っており、事業実施当初は民間事業所も少なく、順調な事業経営ができていました。

しかし、平成27年度の法改正により収益性が低下したことに加え、小規模多機能型居宅介護事業所をはじめとするサービス提供事業所の進出が増え、事業収入及び利用者数の減少に歯止めがかかっていない状況です。平成20年当時18か所あった事業所が、平成29年度には27か所に増え、事業者間の利用者獲得競争が激化しており、通所介護事業は利用者が事業者を選択する時代に入っています。

また、事業を継続するためには、老朽化した施設の修繕や維持管理費、車両・備品の更新など、今後多額の経費を要することが想定され、法人経営に多大なる影響を与えることも考えられます。更に、介護保険発足当時は、比較的容易に人材の確保ができていましたが、今日では全国的に介護サービス従事者の離職率が高く、職員を募集しても応募がない状況にあります。また、人員配置基準を満たすための有資格者の確保が大きな課題になっています。

このようなことから、通所介護事業における社協が果たすべき役割、財政状況を鑑みて、作東事業所は平成29年度末、大原・東粟倉事業所は令和2年度末をもって順次終了し、民間事業所へ事業譲渡することとします。事業終了に当たっては、利用者の理解を得て、民間事業所へのスムーズな受け入れが図れるよう対処します。

また、通所介護事業に従事する職員は、介護支援専門員の資格を取得し、地域包括支援センター受託後のステーション職員もしくは障がい者福祉サービス従事者として配置転換を行います。

			H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
通所介護事業	旧	作東	平成29年度終了				
		大原 東粟倉	令和元年度終了				
	新	作東	平成29年度終了				
		大原 東粟倉	令和2年度終了				
重要目標達成指標 (KGI) 令和5年3月末時点 ・通所介護事業撤退							

② 訪問介護事業、居宅介護・重度訪問介護

訪問介護事業は、大原・作東支所の2か所で事業を行っており、主に勝田・大原・東栗倉・作東地域でサービスを実施しています。平成27年度の法改正による介護報酬減算の影響もほとんどなく、事業実施当初より順調な事業経営ができています。

独居高齢者や高齢者世帯が増加する中で、今後は認知症を有する要介護者、中重度の在宅要介護者がさらに増加することが予想され、こうした利用者の在宅生活を支える訪問介護は重要な事業として社協は捉えています。

社協の訪問介護事業は、介護保険サービスをきっかけとして、訪問介護員が利用者の生活状況の把握や世帯全体の課題（介護者の虐待、生活困窮、利用者の子どもの引きこもり等）を発掘し、他制度や事業、地域での支援につなぐなど、社協ならではの地域福祉の視点から訪問介護事業を展開してきました。

このようなことから、他の介護サービスに比べ、民間事業者の参入が進んでいない市内北部の状況を鑑み、今後も社協らしい地域福祉と一体的に展開する訪問介護事業を継続します。また、障害者総合支援法に基づき、日常生活に支障のある障がい者（児）の居宅に、ヘルパーを派遣する居宅介護と重度訪問介護も、地域移行と地域生活を支える重要な事業であり、今後も引き続き継続します。

なお、作東事業所は、平成30年度以降、小規模多機能型居宅介護事業所の増加により、訪問介護の利用者が減少したことに加え、慢性的な登録ヘルパーの人員確保に支障を来していたことから、当初の計画を見直し、令和元年度をもって事業所を閉鎖し、大原事業所に統合することとしました。事業所統合後は、作東事業所の利用者が引き続きサービスを利用できるようサービス実施区域を変更せず、人員配置や事務の効率化を図った上で事業を継続してまいります。

			H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
訪問介護・ 居宅介護・ 重度訪問 介護事業	旧	大原	事業継続 				
		作東	事業継続 				
	新	大原	事業継続 	令和2年度 作東事業所を統合 			
		作東	令和元年度をもって 事業所を閉鎖。令和2年 度より大原事業所に統合 				
重要目標達成指標（KG1） 令和5年3月末時点 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業を継続 ・居宅介護、重度訪問介護を継続 ・令和元年度をもって作東事業所を閉鎖し、大原事業所に統合 							

③ 居宅介護支援事業

居宅介護支援事業は、現在大原支所で主に大原・東粟倉地域の利用者のケアプランを作成しています。民間事業者の増加に伴い、利用者獲得の激化から利用者が減少し、加えて医療機関との関連性が少ないことによる新規利用者の獲得の難しさ等により、事業経営が厳しい状況にあります。

この事業は、自事業所への介護サービス（訪問介護事業、通所介護事業）の業務受注を安定的に確保するという観点から、訪問介護事業を継続する場合には事業を引続き継続する必要があります。介護支援専門員1名が対応できる利用者は35名で、現行の職員数4名が対応できる利用者は最大で140名になります。しかし、直近の利用者数は91名と要支援者46名で、適正な人員配置が出来ていない状況にあります。

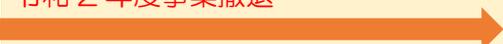
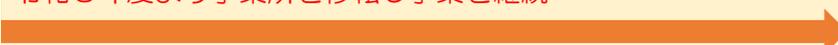
利用者数が減少している状況を踏まえ、収支状況の改善を図ることを念頭に、介護支援専門員の人員体制の見直しと事業規模の縮小を図り事業を継続します。平成29年度末時点の介護支援専門員は3名が適正な人員と推測され、平成30年度から職員の配置転換が必要となります。介護支援専門員には、相談事業やケアマネジメント業務のノウハウがあり、職員1名は地域福祉事業のコミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター受託後のステーション職員への配置転換を行います。

併設している特定相談支援事業所「みらい」については、介護支援専門員が兼務し、障がい者（児）の自立した生活を支え、適切な福祉サービス利用に向けた利用計画作成やケアマネジメントにより、きめ細かく支援できるよう引き続き事業を継続します。

居宅介護支援事業は、経営改善を図るために、人員体制の見直しや事業の効率化に取り組んで参りましたが、ケアプラン作成件数・事業収入ともに減少が続き事業経営の改善が見通せないため、当初の計画を見直し、令和3年3月31日をもって本事業から撤退し、民間事業者に譲渡することとしました。

それに伴い、特定相談支援事業所「みらい」の計画も見直しを図り、大原居宅介護支援事業所にあった事業所を令和3年3月1日より美作市障害者地域活動支援センターなごみ内に移転することとしました。

事業所の移転を契機に、障害者の基本相談の窓口である「なごみ」の相談員が計画相談を兼務することにより、今まで以上に障害分野に特化した専門性の高いサービスの提供を目指します。

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
居宅介護支援事業	旧	事業規模を縮小し継続 				
	新	令和2年度事業撤退 				
特定相談支援事業	旧	事業継続 				
	新	令和3年度より事業所を移転し事業を継続 				
<p>重要目標達成指標（KG I） 令和5年3月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業を令和2年度末で撤退 ・特定相談支援事業所「みらい」を障害者地域活動支援センターなごみに移転し、専門性の高いサービスを提供する。 						

重点項目（3）介護保険事業の見直しと障害者サービスへの事業展開

平成 30 年度から令和 4 年度までのタイムスケジュール

		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
①通所介護事業	作 東	平成 29 年度終了				
	大 原	令和 2 年度事業撤退 →				
	東粟倉	令和 2 年度事業撤退 →				
②訪問介護事業	大 原	事業継続 →		令和 2 年度 作東事業所を統合 →		
	作 東	令和元年度事業撤退 →				
②居宅介護、 重度訪問 介護	大 原	事業継続 →		令和 2 年度 作東事業所を統合 →		
	作 東	令和元年事業撤退 →				
③居宅介護支援事業		令和 2 年度事業撤退 →				
③特定相談支援事業			事業継続 →			
					障害者地域活動支援 センター「なごみ」に 移転し事業継続 →	

重点項目（４）障がい者（児）の地域生活を支えるサービスの充実

（現状と課題）

社協は、障がい者の方の在宅福祉サービスとして、障害者総合支援法に基づく居宅介護や美作市の地域支援事業・地域活動支援センターⅢ型「むぎの会」の受託、障がい者等の権利擁護を支援する日常生活自立支援事業、法人後見事業等を実施しています。

美作市の障がい者（児）の福祉サービスの利用は年々増加傾向にあり、地域における自立した生活や社会参加に向けた支援を行うためには、複雑・多様化する福祉ニーズへの対応とサービス基盤や体制のさらなる整備が必要とされています。

また、国においては「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）で、子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱され、障害福祉分野についても住民団体等によるボランティア活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性が示されています。

このような状況の中で、社協は、地区社協活動やサロン、小地域ネットワーク活動（見守り・支援活動）など、地域づくりに視点を置いた活動を進めていたため、障がい者の地域生活を支える事業に十分な取り組みが出来ていませんでした。

社協が障がい者福祉に取り組む意義は、地域との繋がりとネットワークを活かし、住民の障がい者理解を進め、当事者と地域社会の繋がりを支援することにあります。

そして、社協が培ってきた地域福祉を関連付けた障がい者の地域移行と生活支援を今後どのように取り組み、要望に添えていくのか、その真価が問われています。

（目指すべき方向性）

社協が行ってきた介護保険事業が、在宅福祉サービスの中で一定の役割を果たしてきた今日において、支援の充実が望まれる障がい者分野への優先的関わりを社協の進むべき方向として、今後事業展開を図って必要があります。

採算面から民間事業者も参入しにくく、結果として社会資源が不足する領域は、社協が積極的に関わっていかなければならない分野です。

そしてこういった分野で独自に、先駆的に事業化していく営みこそが社協の唯一無二性を示す部分でもあります。

実施計画に掲げる具体的な事業については、事業の採算性や効率性も考慮し、美作市に不足している障害者福祉サービスを、行政協議を重ねながら積極的に取り組みます。

（実施計画）

① 地域活動支援センター I 型「なごみ」の受託運営

美作市が直営で運営している地域活動支援センター I 型「なごみ」が企画提案 公募型プロポーザルにより、平成 30 年 4 月から民間事業者へ事業委託することになりました。社協は、障害者福祉サービス参入の先駆けになる事業として、プロポーザルに応募し事業受託を目指します。地域活動支援センター受託にあたっては、障がいのある方の日中活動の場の提供、地域交流などの各事業を実施するとともに、センター機能を充実強化するために、次の重点目標を掲げ障害のある方の地域生活支援に取り組めます。

① 相談業務の機能を強化するための人員体制

→ 精神保健福祉士・保健師等の専門職を配置します

② 利用促進に向けた広報活動

→ 社協広報紙を活用した広報活動に加え、福祉団体や地区社協、集落単位に向けて「なごみ」の周知を行います

③ 利用率向上に向けた取り組み

→ 地区社協の見守り会議や支所機能を活用したアウトリーチを行い、潜在的ニーズを掘り起こし、なごみのサービス利用率の向上を目指します

④ 日常生活に関する支援や指導業務

→ 本人に必要な障がい者福祉サービスや社協の法人後見事業・日援事業などにスムーズに繋げるよう、きめ細やかなサポート体制で支援します。

⑤ 創作活動・生産活動の機会や地域交流の場の提供

→ ボランティアの協力によるレクリエーションや創作活動、地域住民とのふれあいや交流の機会を提供し、障がい者理解につなげます。

⑥ 地域住民ボランティアの育成

→ 夏のボランティア体験事業の活用や美作市ボランティア連絡協議会の協力を得て、より多くのボランティア活動を受入れる体制を整備します。

美作市社協は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間の障害者地域活動支援センター I 型「なごみ」の事業受託期間を終了し、引き続き令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の事業受託が決定しました。

3 年間の受託期間中には、地域における障害者相談支援施設や団体の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの受託を令和 4 年度に控えており、障害者の地域生活への移行に向けた支援や相談支援事業者に対して専門的な指導や助言、人材育成のサポートなどを行い、関係機関の連携強化への取り組みも行ってまいります。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
地域活動支援センター「なごみ」の受託運営	受託運営 			受託運営（3 年間） 	
<p>重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター（I型）「なごみ」受託 受託期間：平成30年4月～令和3年3月（第1期） 令和3年4月～令和6年3月（第2期） 					

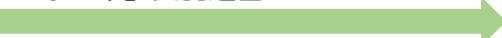
② 地域活動支援センター I 型「なごみ」とⅢ型「むぎの会」の一体的な運営

社協は、現在地域活動支援センターⅢ型「むぎの会」を市から受託し、美作支所内（いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール 以下「多目的ホール」という）で、事業運営を行っています。地域活動支援センターⅢ型は、地域の中ではすぐに作業所や就労につくことが難しい障がい者の方を対象に、社会復帰の促進や地域生活の安定化を図り、次のステップに移行するための創作的活動や生産活動の機会を提供しています。

社協は、地域活動支援センター I 型「なごみ」の受託にあたり、設置場所を「むぎの会」がある多目的ホールに移転し、I 型とⅢ型の一体的な事業運営を提案します。多目的ホールは、子供から高齢者まで幅広い層の地域住民が利用する福祉活動の拠点で、障がい者の方の社会参加の機会や市民とのふれあいの場の提供が可能になります。また、利用者の状態により、I 型からⅢ型へのスムーズなサービス利用の移行が図られるとともに、効率的な人員配置による人件費削減とサービスの向上に向けた効率的な事業運営に取り組むことができることから、美作市と協議し、多目的ホールで I 型とⅢ型の一体的な事業運営を目指します。

計画策定後、事業実施 1 年目が経過し、通いの場の利用者の安全面の確保と施設の構造上の問題を改善する必要が出たため、障害者地域活動支援センター I 型「なごみ」を令和元年7月1日に作東総合支所から作東長寿センター1階に移設することになりました。これにより I 型とⅢ型の統合計画は中止になりました。

作東長寿センターへの移設により、利用者の利便性と安全性が図られるとともに、通いの場のメニューの充実や入浴利用者への対応も可能になり、通いの場の利用者は大幅な増員に繋がりました。

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
地域活動支援センター I型とⅢ型の 一体的な運営	旧	地域活動支援センター I 型 「なごみ」受託運営 				
			地域活動支援センター I 型とⅢ型の一体的な 受託運営 			
	新	地域活動支援センター I 型 「なごみ」受託運営 			地域活動支援センター I 型「なごみ」受託運営 	
			地域活動支援センター I 型「なごみ」を 作東長寿センターに移設 			
<p>重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター I 型とⅢ型の一体的な運営の実施を中止し、I 型を令和元年7月1日に作東長寿センターへ移設 						

③ 生活介護(通所型)事業所の開設

美作市の障がい者日中活動系サービスの中で、生活介護（通所型）は事業所の参入がないため、介護保険の通所介護事業所7か所が基準該当サービスで補完的に受入をしています。現在、市外の生活介護（通所型）事業所利用者は約40名おり、当事者や家族の方から、市内に事業所の設置を要望する声が多く寄せられています。

このような状況の中で、社協は、民間事業所の参入が進んでいない生活介護（通所型）事業所を市内に開設し、障がい者の地域生活を支援するセーフティネットとして、その役割を積極的に担っていきたいと考えます。

しかし、生活介護（通所型）事業の参入には、業務量に見合った介護報酬体系になっていないため、介護保険事業所のような収入を見込めない状況にあり、採算性の確保という大きなリスクを抱えることとなります。開設に当たっては、利用者確保の営業活動や病院・関係機関への広報活動、有資格者の人材確保と職員研修・人材育成、備品購入・施設整備に関する行政協議等多くの課題があり、2年間の準備期間を設け平成32年4月開設を目標とします。

なお、開設場所の候補地には、平成30年3月末で事業を終了した作東通所介護

事業所の跡地（作東高齢者福祉センター1階）が適しており、指定管理等に伴う行政との協議を行いながら、事業所開設を進めて参ります。

平成30年度に、近隣市町村の生活介護事業所や障害者施設を視察した結果、開設を計画していた作東高齢者福祉センター1階では敷地面積が狭く、施設改修や備品整備等に多額の費用を要するため、事業所開設の計画は中止します。

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
生活介護（通所型） 事業所の開設	旧	開設に向けた準備期間 		事業所開設 		
	新	計 画 中 止				

④ 障がい者(児)の幅広い受け皿として日中一時支援事業を実施

日中一時支援事業は、長期休暇中の一時預かりや家族の就労支援、障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息の時間を提供し、介護の身体的・精神的な負担の軽減を図るサービスで、美作市における年間の利用日数は700日前後、利用実人数は約20人で推移しています。しかし、生活介護同様に民間事業者の参入が少なく、当事者や家族の方から、市内で気軽に利用できる環境整備を求める声が多く寄せられています。生活介護事業所は障害児の受入れが原則困難であるため、平成32年4月開設に合わせ、日中一時支援事業を一体的に実施します。

生活介護事業所開設の計画中止に伴い、日中一時支援事業の計画も中止します。

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
日中一時支援 事業の実施	旧	実施に向けた準備期間 		事業実施 		
	新	計 画 中 止				

⑤ 障がい者等の緊急時の受入れや体験の機会と場を提供できる 居住支援の拠点整備

障がい者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えた様々なニーズに切れ目なく対応するために、国においては地域生活拠点等の整備を進め、地域における生活の維持及び継続の推進が検討されています。

美作市においても、障がい者(児)の緊急時の受入れ対応や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供できる拠点整備に取り組む必要があります。

社協は、平成 32 年 4 月に作東高齢者生活福祉センター1 階に、生活介護（通所型）と日中一時支援を開設するに当たり、当該施設 2 階居室（8 部屋）部分を障がい者等の緊急時や夜間の受入れ、体験の機会と場を提供できる居住支援の拠点として活用することを提案します。

拠点整備に向けては、サービス提供に関わる人員体制や地域生活を支援し、総合調整を図るコーディネーターの配置等多くの課題があり、行政との協議をお願いします。

障がい者の居住支援の拠点整備については、障がい者の重度化・高齢化や親の高齢化、親亡き後を見据えての対応として、相談支援、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり等の機能を集約して実施するものです。美作市は、障がい者の地域生活の支援拠点の整備を、勝英自立支援協議会等で関係機関などの参画のもと検討していくことになり、行政との協議、事業化検討は中止になりました。

※ 美作市障がい福祉計画（第 6 期）、美作市障がい児福祉計画（第 2 期）抜粋

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
障がい者の居住支援の拠点整備	旧				作東高齢者福祉センターの活用に関する行政との協議、事業化検討 	
	新	計 画 中 止				

⑥ 地域共生社会の実現を目指す「招(商)福連携による移動販売モデル事業」の実施

社協は、「マルナカ美作店」や勝英管内の就労継続支援事業所等の参画を募り、「招(商)福連携による移動販売事業」を、モデル事業として令和 3 年 7 月より実施します。本事業は、民間の移動販売事業者や商店、勝英管内の就労継続支援事業所等が、高齢者や買い物難民の多い地域へ、食料品や日用品、事業所で収穫した野菜・加工品等を移動販売により届けるとともに、移動販売車のスタッフとして障害のある人や引きこもり、ニート等生活に課題を抱える人が、販売員や補助員として社会参加や就労体験する機会を提供する、商業の活性化と福祉の充実を図る新しい仕組みです。

これまで、サービスを受ける側（支えられる側）であった障害のある人等が、移動販売を通じて地域の高齢者を支える側になることで、地域の中で役割を持って共に暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

美作市社協からは、障害者地域活動支援センター「なごみ」の利用者の社会参加の場を提供するために、毎月 2 回、移動販売の販売補助員として定期的に参加することになりました。

また、移動販売車に美作市社協や地域包括支援センターの専門職員も定期的に同行し、市民の様々な相談に対応する「出前相談」を行い、困りごとを抱える世帯や個人の早期発見・早期対応の環境づくりにも取り組んで参ります。

「招（商）福連携による移動販売モデル事業」には、事業の趣旨に賛同する就労継続支援事業所や個人事業主等が参加し、東粟倉地域をモデル地区に令和3年7月13日より事業を開始することになりました。

今後も、商業と福祉、農業と福祉等、多様な組織や団体と協働し、障害者の社会参加や就労体験の機会を提供する事業の開拓に取り組んでまいります。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
招（商）福連携による移動販売モデル事業の実施			準備期間 →		
				事業実施 →	
<p>重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等の参加者数：147人 （内訳） 障害者地域活動支援センターなごみ利用者：84人（2人×2回×21カ月） 就労継続支援事業所利用者：63人（1人×3事業所×21カ月） 					

「招（商）福連携による移動販売事業」参加事業者一覧

- ・ マックスバリュ西日本株式会社 マルナカ美作店
- ・ 社会福祉法人 勝明福祉会
- ・ NPO 法人 ワークサポート
- ・ きっちゃんらくらく
- ・ NPO 法人 美作自立支援センター
- ・ 美来創研株式会社ひかり美作事業所
- ・ 社会福祉法人 美作市社会福祉協議会

重点項目（４）障がい者の地域生活を支えるサービスの充実

平成 30 年度から令和 4 年度までのタイムスケジュール

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
①地域活動支援センター なごみの受託運営	受託運営（第 1 期） 			受託運営（第 2 期） 	
②地域活動支援センター Ⅰ型とⅢ型の 一体的な運営	地域活動支援センターⅠ型 「なごみ」受託運営 			地域活動支援センターⅠ型 「なごみ」受託運営 	
		地域活動支援センターⅠ型「なごみ」を 作東長寿センターに移設 			
③生活介護（通所型） 事業所の開設	計 画 中 止				
④日中一時支援 事業の実施	計 画 中 止				
⑤障がい者等居住支援 の拠点整備	計 画 中 止				
⑥招（商）福連携による 移動販売モデル事業の 実施				招（商）福連携による 移動販売モデル事業の 実施 	

5. 基本項目 3：市民が市民を支える新たな地域づくり

重点項目（5）地区社協活動の支援と福祉教育の推進

（現状と課題）

自分たちの住む地域をより良くするためには、行政施策はもとより市民の力が必要不可欠です。社協は、合併以降、自らが考えて行動し、力を合わせて課題解決に取り組むための地域住民による福祉組織として、市内全域の自治振興協議会単位に31地区社協を組織化しております。

社協は、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる福祉のまちづくりを推進するために、「福社会議事業」と「おたがいさまネット事業」の二つの主要事業を柱に、地区社協の活動支援を行っています。

「福社会議事業」は、地区社協で年3回以上、地域の福祉関係者が一堂に会し、福祉課題の協議と解決に向けた活動計画書を毎年策定し評価するもので、住民が地域課題を自らの課題として捉える機会になっています。

「おたがいさまネット事業」は、地区社協内の集落単位で、住宅地図を使って支援を必要とする高齢者等の拾いだしと地域住民による定期的な見守りやちょっとした困り事への対応等により、抜け漏れのない見守り活動が行われています。

しかし、この二つの事業で取り上げる地域の課題や支援対象者等は、独居高齢者や高齢者世帯が中心になっており、地域で埋もれている引きこもりやニート、子どもの貧困、障がい者、複数の課題を抱える世帯などへの支援までには至っていないという課題があります。また、これらの支援対象者は、地域で孤立しているケースが多く、地域住民も一定の距離を置き、自分たちの地域の問題・課題として理解していても、解決に繋がっていないのが現状です。

（目指すべき方向性）

社協は、地区社協活動の在り方を見直し、従来の高齢者支援を中心とした地域づくりの活動に加え、複雑化する住民課題、特に制度の狭間で支援を必要とする人たちの問題を住民が「我が事」として捉え、新たな地域課題への気づきが持てるよう、活動範囲の拡充を図ります。

また、地区社協活動を推進するためには、地域住民の理解と協力が必要です。地域では「後継者がいない。」「担い手がいない。」など、これまでの体制では福祉活動を維持できない地域も出ています。今後は、地域福祉の大切さや地域課題の現状が理解され、住民の地域福祉活動への参加を促すために、子どもから大人まで全ての市民に向けた福祉教育や学習の場を積極的に展開します。

(実施計画)

**① 「福祉会議事業」と「おたがいさまネット事業」による課題発見機能の強化
(課題発見機能と連携機能の充実)**

引きこもりやニート、子どもの貧困、地域の支援が必要な障害者、複数の課題を抱える世帯などの問題は、適切な福祉サービスに繋がりにくいケースが多く、社協が積極的に関わっていかねばならない領域です。

社協は、「福祉会議事業」や「おたがいさまネット事業」の中で、これらの対象者への住民の誤解や偏見を解き、自分たちの地域課題として受け止められるよう働きかけながら、対応策を住民と一緒に考える取組みを展開します。

支援対象者が地域から上がってきた場合は、行政関係者や社協、近隣住民で支援方法を協議する「ご近所会議」を必要に応じて集落単位で行い、地区社協でこれらの問題を掘り起し 支える活動が出来るよう機能強化を図ります。

現在市内には、「美作お助け隊」や「山村エンタープライズ」、NPO団体等の新たな社会資源や「勝英自立支援協議会」の障害者支援機関があります。

社協は、この多様な社会資源を、住民の「気づき」を活かした福祉ニーズに繋ぎ、解決や支援に繋がる仕組みを構築します。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
福祉会議事業とおたがいさまネット事業による課題発見機能の強化	「福祉会議」と「おたがいさまネット事業」の継続 				
	「美作お助け隊」「山村エンタープライズ」「勝英自立支援協議会」等、多様な社会資源と地区社協の新たな連携 				
重要目標達成指標 (KGI) 令和5年3月末時点 <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉会議」と「おたがいさまネット事業」の継続 ・「福祉会議」実施地区社協：30 地区 → 31 地区 ・「おたがいさまネット事業」実施地区社協：30 地区 → 31 地区 					

② 地域住民・福祉団体・企業等に向けた「地域福祉講座」の開催

地域共生社会に向けて、地域のあらゆる福祉課題や生活課題を他人事から自分のことへ、自分たちの地域へと意識が持てるよう、地域住民・福祉関係者・企業等に向けた「地域福祉講座」を開催し、主体的に福祉活動に参加するきっかけを作ります。

す。プログラム作成に当たっては、地区社協・福祉関係者・当事者団体の参加を募り、プロジェクトチームを設置します

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
地域住民・福祉団体・企業等に向けた地域福祉講座開催	地域福祉講座の取組に関する調査 				
	講座資料・メニュー作成 				
				地域住民・福祉団体・企業に向けた「地域福祉講座」の開催 	
<p>重要目標達成指標（KGI） 令和2年3月末時点 地域福祉講座資料・メニュー策定（子どもの貧困、8050問題）</p> <p>重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点 市民に向けた広報活動：489回 （内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協向けの説明会：93回（31地区 × 3回） ・福祉団体向けの説明会：18回（6団体 × 3回） （民生委員・栄養委員・愛育委員・ボランティア・老人クラブ・身障協会） ・サロン向けの説明会：360回（180か所 × 2回） ・サロン代表者向けの説明会：18回（6地域 × 3回） 					

③ 市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の推進

市内の小学生・中学生・高校生を対象に、『将来の地域福祉の担い手を地域ぐるみで育む』地域を基盤とした福祉教育の充実に取り組みます。

学校と社協の二者関係で行っていた高齢者疑似体験や点字点訳、車いす体験等の福祉教育に加え、子どもへの福祉教育を学校と地域の両輪をもって、協働実践する手法を取り入れた体験型福祉教育を推進します。地域住民、ボランティア、学校関係者等で組織する「福祉教育検討委員会」を設置し、小・中・高校生が居住地で地区住民との体験を通じた魅力ある体験型福祉教育の新たなメニューの開発に着手し、世代を超えた交流と思いやりのこころの醸成を積極的に推進します。

福祉教育に関する調査・研究として、教育現場が求める福祉教育の実態調査と聞き取りアンケートを市内小中学校で行い、令和2年度に体験型プログラムを取り入れた「福祉教育ガイドブック」の小学校編と中学校編を作成しました。ガイドブックは福祉教育に取り組んでいる小中学校の先生と協議し、福祉教育を通じて子供の自主性を育み、自ら考え行動するアクティブラーニングや実際に自分たちが住む地域でボランティア活動を実践するサービスラーニングの手法を取り入れたプログラムになっています。また、授業の進め方や時間配分、ねらい、生徒に気付いてほしいポイント、生徒が自ら考える取り組みなど、美作市社協が提供できる社会資源だけでなく、活動の場を地域に目を向け授業にどのように活用できるかを具体的に提案する内容で、ガイドブックを活用することによって、限られた時間の中でより効果的に福祉教育を進めていくことが出来るようになりました。以上の経緯を踏まえ、当初予定していた「福祉教育検討委員会」は設置の必要性がなくなったため、見送ることとしました。

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	
市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の推進	旧	福祉教育に関する調査・研究 →					
			福祉教育検討委員会の開催 →				
				市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の実施 →			
	新	福祉教育に関する調査・研究 →					
			福祉教育ガイドブックの策定（小・中学校編） →				
				市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の実施 →			

重要目標達成指標（KG1） 令和3年3月末時点
体験型福祉教育プログラムの策定（小学生用と中学生用）

重要目標達成指標（KG1） 令和3年4月～令和5年3月末時点

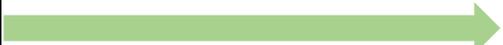
地域福祉講座の開催：45回

（内訳）

- 市内小学校に向けた福祉教育：27回（9校 × 3）
- 市内中学校に向けた福祉教育：15回（5校 × 3）
- 林野高校に向けた福祉教育：3回

重点項目（５）地区社協活動の支援と福祉教育の推進

平成 30 年度から令和 4 年度までのタイムスケジュール

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
① 福祉会議事業とおたがいさまネット事業による地区社協活動の機能強化	「ご近所会議」開催による地区社協活動の機能強化 				
	「美作お助け隊」、「山村エンタープライズ」、「勝英自立支援協議会」等多様な社会資源と地区社協の新たな連携 				
② 地域住民・福祉団体・企業等に向けた地域福祉講座の開催	地域福祉講座の取組に関する調査 				
	講座資料・メニューの作成 				
			地域住民・福祉団体・企業に向けた「地域福祉講座」の開催 		
③ 市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の推進	福祉教育に関する調査・研究 				
			福祉教育ガイドブックの策定（小・中学校編） 		
			市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の実施 		

重点項目（6）市民参加によるたすけあい活動の推進

（現状と課題）

現在、地域活動の多くは元気な中高年層によって支えられているのが現状です。しかし、地域では、少子高齢化や人口減少等により担い手不足が問題になっており、地区社協のたすけあい活動などの継続を不安視する声もあります。

社協は、65歳以上でも元気な高齢者が多いことから、平成30年度から、地区社協活動の支援対象である高齢者の定義を65歳以上から75歳以上に変更し、65歳以上で支援対象者となるのではなく、元気なうちはいつまでも地域で活躍できるよう事業の見直しを行いました。

しかし、人口減少だけが担い手不足の原因ではありません。最近では、価値観や就労形態の多様化などにより、多くの中高年層は、社会との繋がりが仕事中心となっており、以前より地域社会との繋がりが希薄化しています。実際に、美作市の65歳以上の就業者率は22.1%で、高齢者の5人に一人が就業しており、全国や県平均を上回っていることも、地区社協活動やボランティアの担い手不足の要因になっていると思われます。

高齢になっても、就労を継続することは、経済的な安定だけではなく、本人の生きがいや介護予防にも繋がるなど、多くのメリットがあります。一方で、社会との繋がりが仕事中心の方は、仕事を退職した後、地域社会から孤立してしまうケースもあります。

これらのことから、いわゆる「団塊の世代」の方が、地域活動へ主体的に参加できる仕組みづくりは、本人の生きがいの創造のみならず、担い手不足となっている地域活動において大きな課題になっています。また、近年は、個人志向の高まりや価値観の多様化が進み、自己の目的に沿う事業への参加は活発である反面、地域組織活動への参加や、自らが企画・立案し社会貢献をしようという姿勢は消極的であることなどから、これまでとは違ったアプローチによる担い手の確保が、地域づくり・ボランティア推進においては課題となっています。

（目指すべき方向性）

高齢化が進行し、支える側が減少し、支えられる側が増える美作市において、今後も市民参加によるたすけあい活動を推進するためには、「団塊の世代」を中心とする、新たな担い手を増やしていくことが重要です。

そのためには、地域に応じた住民の創意と工夫による地域福祉活動への参加を促進するとともに、個人がその価値観や意欲、能力を活かせる活動を事業化し、市民参加の機会を提供します。

(実施計画)

① 人工透析患者の福祉有償運送事業利用促進

社協は、高齢や身体の障がい等により（要介護認定者 3～5、身障手帳保持者 1～3 級）、公共交通機関の利用が困難な移動に制約のある方の在宅生活を支援するため、福祉有償運送事業を行っています。社協の福祉有償運送事業の位置づけは、市内事業者の民業圧迫にならない範囲で実施することとしており、積極的な広報活動も行っておりません。現在、利用登録者数は 18 人で、利用目的は通院が主なものとなっており、平成 28 年度の利用実績は 185 件で、そのうち 135 件が人工透析患者の利用になっています。

現在市内には、人工透析治療ができる病院がなく、約 90 名の患者の中で通院に困難をきたす方への支援が必要なことから、人工透析患者への福祉有償運送事業の利用促進に取り組めます。平成 30 年度より、利用希望者を募り、通院患者の相乗りや料金体系の見直し、ゾーン制運賃の新設を検討し、限られた輸送力を有効に活用し、市民のモビリティ確保に貢献します。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
人工透析患者の 福祉有償運送事業 利用促進	会員登録の募集 				
	事業の実施と運転手の養成 				
重要目標達成指標（KGI） 令和 5 年 3 月末時点 ・ 会員登録者数：18 名 → 38 名					

② 認知症カフェの普及及び活動支援

超高齢化社会を迎え、認知症は最重要課題の一つになっています。特に 85 歳以上の 4 人に 1 人は、その症状があると言われており、年々患者数は増えています。

認知症は周囲の正しい理解と気遣いがあれば穏やかに暮らしていくことが可能な病気で、地域でどのように支えていくかが課題となっています。

社協は、現在活動中の認知症サポーターやキャラバンメイトに「認知症カフェ」の立ち上げや運営スタッフとして協力が得られるよう働きかけ、地区社協を運営主体に認知症カフェの設置普及と活動支援に取り組めます。

また、男性介護者や若年性認知症者の家族など、新たなつながりを求める当事者の声を拾い上げ、同じ地域に住む住民が集いの場を提供できる仕組みを検討します。

「認知症カフェ」の立ち上げは、地域包括支援センター受託に合わせ令和2年度より地区社協を運営主体で働きかけ実施する計画を立てていましたが、美作市との受託協議において、美作市が直営で引き続き本事業を継続することになりました。美作市社協は、活動中の認知症カフェへの運営支援に協力をするとともに、未設置地区においては、美作市保健福祉部や地区社協等と連携し、新規立ち上げに積極的に協力して参ります。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
認知症カフェの普及と活動支援		調査研究 →			
			認知症カフェ等の普及及び活動支援 →		
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点 ・認知症カフェ設置数：2か所 → 6か所					

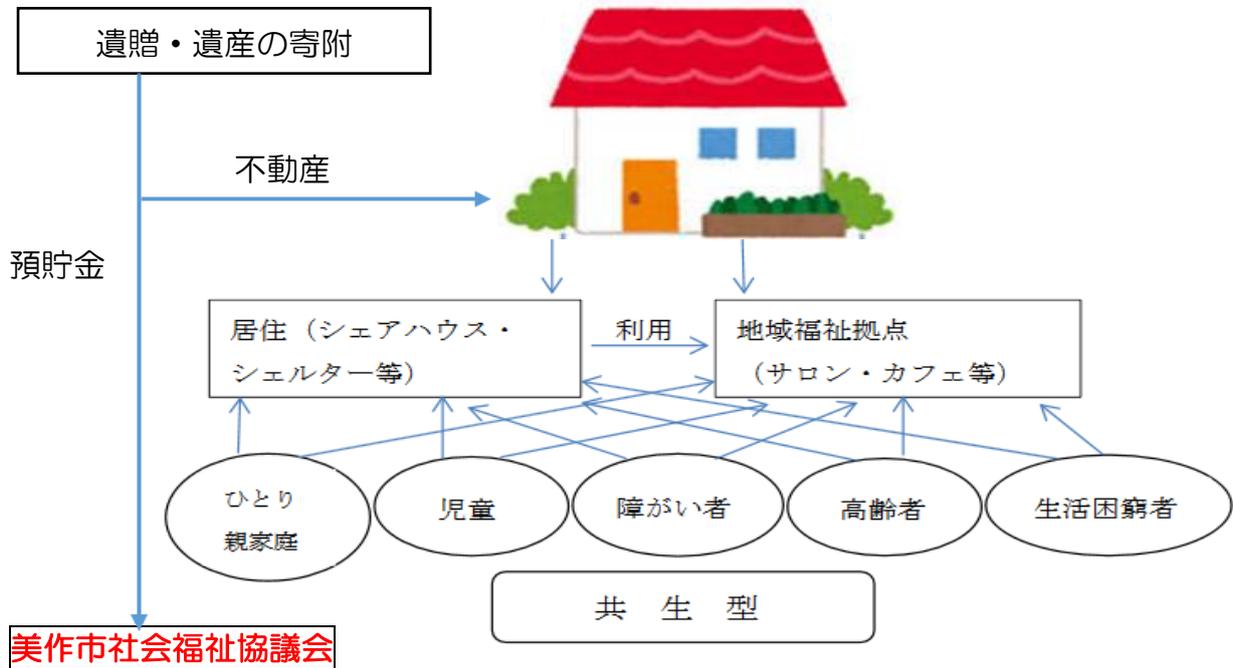
③ 遺贈と空き家活用による地域福祉の拠点づくり

独居世帯の増加や地域社会の構造的な変化を背景に、エンディングノートに象徴される「終活」への関心が広がる中、社会貢献意識の高まりと相まって、個人の遺産を地域社会に活かしたいという人が増えています。また、相続問題や入院・入所等によって発生する空き家が、美作市でも増え続けています。

社協は、**遺贈・遺産の新たな寄附活用**の在り方を市民に示し、「遺産を地域のために」という市民の思いを形にするための受け皿となる仕組みを作り、不動産や預貯金を含めた遺産を、社協が取り組む地域課題の解決に向けた事業に活用し、地域福祉の推進を図ります。不動産の遺贈は、サロンやカフェといった地域福祉活動による利用や居場所づくり、障がい者世帯や生活困窮世帯等に対する貸与などの福祉転用を検討・実施します。

事業化にあたり、平成30年度に、遺贈・遺産の新たな寄附活用を協議する「寄附・遺贈事業のあり方検討会」を本会職員で立ち上げ、先進地社協の視察や聞き取りによる調査・研究を行いました。不動産遺贈には、譲渡時に発生する多額の修繕、維持管理費の経費を負担することになり、負の遺産を抱え込む可能性が高いことや不動産取得後の税控除を受けるためには公益目的事業に2年以内に活用する必要がある等、様々な問題があります。また、不動産に関する専門性の高い分野に精通した人材が必要であり、現状での事業実施は困難と判断し、空き家活用による地域福祉の拠点づくりの事業化は令和元年度で計画を中止することとしました。

また、市民の地域貢献・社会貢献の思いを形にするための受け皿となる仕組みを作るために、市民の関心が高い「終活」に関する情報を掲載した改訂版「わたしの生き方ノート」の作成と終活に関するパワーポイントの資料を作成し、高齢者サロン等で出前講座を開催することとしました。



		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
遺贈と空き家活用による地域福祉の拠点づくり	旧		調査研究 →			
				市民に向けたチラシ配布・広報活動 →		
	新	調査研究 →		計 画 中 止		

④ 市民や企業、団体等からの寄附を募るファンドレイジングを活用した「子ども応援夢基金」の創設

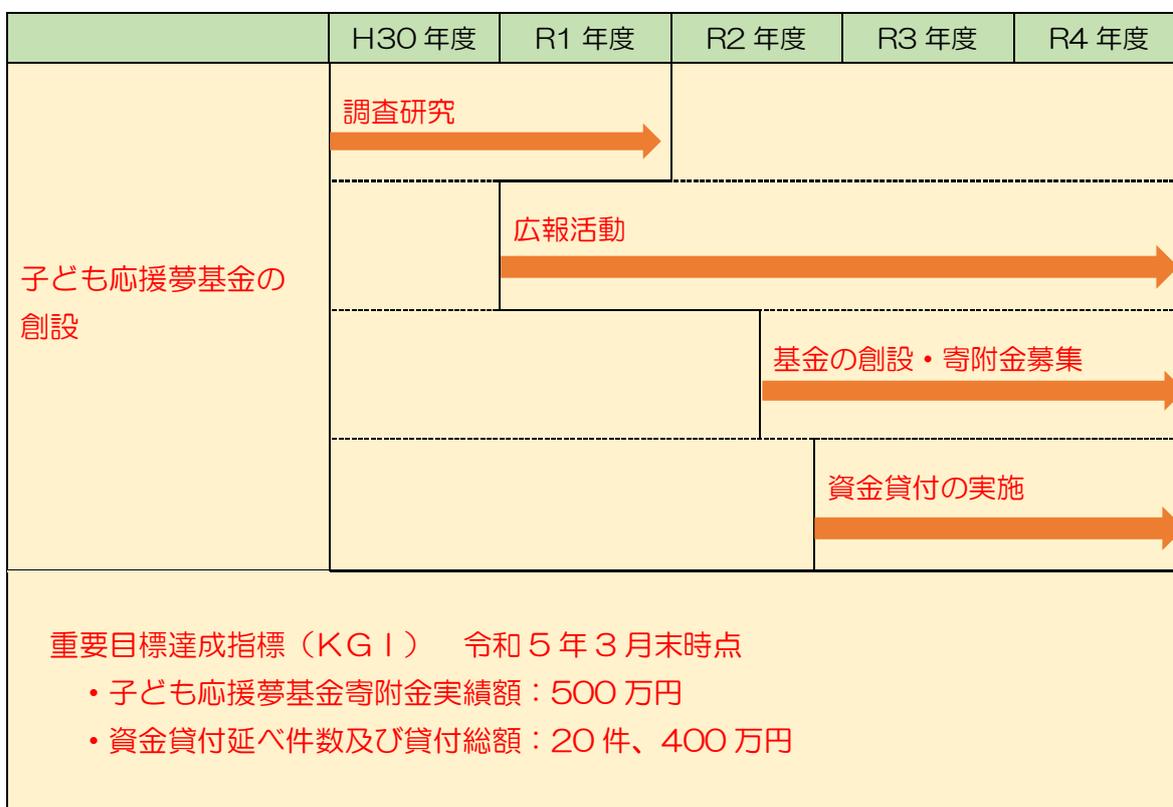
行政の補助金や委託金だけでは解決できない制度の狭間の福祉課題を、多くの人に伝え、有効な解決策を提案し、理解と共感と参加を得て課題解決に取り組むために、市民や企業、団体等からの寄附を募るファンドレイジング（資金調達）を活用した新たな事業を創設します。

ファンドレイジングを、住民や企業、団体等との協働で課題解決に取り組む一つのツールとして捉え、寄附金が社会を変える力となることを伝えます。美作市社協は、

ファンドレイジングを活用した新たな事業として、令和2年8月1日に生活困窮世帯の子どもたちの支援に特化した「子ども応援夢基金」を創設しました。

この基金は、制度の狭間で支援が行き届かない生活困窮世帯の子どもの実態を市民や市内企業、団体等に伝え、寄附を通じて社会貢献や地域貢献の機会をファンドレイジングにより提供し、義務教育の中で行われている就学援助制度の支援から外れる就学や就職に必要な経費の一部を無利子で貸付けをすることにより、親から子への「貧困の連鎖」を断ち切る新たな仕組みです。

事業化に向けては、美作市保健福祉部と教育委員会を交え、現行の制度ではカバーできない生活困窮世帯の子どもへの支援について、基金の対象者、活用方法、貸付条件等を協議しました。貸付けの種類は4種類設定し、入学時に必要な経費である通学費用や教材、制服等の購入資金、小・中・高校の修学旅行費、普通自動車及び原動機付自転車免許取得に必要な経費、就職に必要な健康診断やスーツ等の購入資金を貸付することとしました。貸付対象者は、美作市社協の家計改善支援員と生活の改善と家計の立て直しを図る「家計改善支援プラン」の作成を受けた世帯の保護者等で、貸付額は子ども一人に対し1回20万円以内で、貸付利息は無利子、償還期間は原則3年以内、据置期間6ヶ月以内としました。基金の目標額は500万円、寄附募集期間は令和2年8月1日から令和7年3月31日までの5か年としました。「子ども応援夢基金」は、事業開始1年目から多額の寄附金が寄せられ（令和3年3月末時点で約320万円）れ、年度途中より資金の貸付を開始し、普通自動車免許取得に必要な経費20万円の貸付けが出来ました。



⑤ 一時里親バンク登録事業の実施

子どもの成長・発達にとって家庭での生活は、最も自然な環境であり、児童福祉法では、保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対しても、まずは、子どもが養子縁組や里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）といった「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずることとされています。

また、平成 29 年 8 月に厚生労働省が公表した「新たな社会的養育ビジョン」では、今後の具体的な目標として、①就学前の子どもは、原則として施設への新規措置入所の停止②3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率 75%以上を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親委託率 50%以上を実現する（平成 27 年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）するという目標が示されました。戦後数十年続いてきた施設偏重の社会的養護から、特別養子縁組や里親・ファミリーホーム等を中心とした家庭環境に近い養育環境を整えることが、全国的に喫緊の課題となっています。

一方で、里親制度の普及啓発を業務としている都道府県（児童相談所）は、これまでも、様々な普及啓発活動を実施していますが、現在、美作市で里親として受け入れを行える家庭は 4 世帯に留まっており、全く足りていない現状とのことです。

その要因として、児童相談所は、地域との関わりが多いとは言えないこと、また、里親という制度が一般的でないこと、その責任の重さから養成講座の参加にまで踏み込めないことなどがあると思われます。

このようなことから、児童相談所、美作市等関係機関と協働し、社協が窓口となり、一時里親制度（長期休暇等に数日間児童養護施設等で生活している子どもたちを預かる県単事業）を活用し、多くの市民が実際に里親制度に関われる機会を提供しながら、一時里親の中から養育里親を養成するなど、段階的に里親を養成する仕組みとして、「一時里親バンク登録事業」に取り組めます。

平成 30 年度に本会職員 1 名が、養育・養子縁組里親研修を受講修了し、津山児童相談所から里親の認定・登録を受けました。令和 2 年度には、当該職員が一時里親の実践体験をする予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため自宅での受入れができませんでした。

また、一時里親の募集と養成についても、ボランティア活動の受け入れ先である津山市の立正青葉学園がコロナ禍により対応できないため、令和 4 年度以降に延期することになりました。令和 4 年度以降は、里親制度の啓発チラシを作成し、市民に向けた広報活やファミリーサポートセンターの提供会員等に一時里親のボランティア募集を行い、児童相談所の一時的里親バンク登録者の養成に取り組めます。

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
一時里親バンク 登録事業の実施	旧	本会職員による一時里親 の実施と調査研究 				
			一時里親の募集と養成 			
					養育里親研修（5 日間） 参加募集 	
	新	<ul style="list-style-type: none"> ・本会職員の里親認定・登録 ・一時里親の調査研究 				
						一時里親の 募集と養成 
<p>重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時里親養成研修の開催（令和4年度） 						

重点項目（6）市民参加によるたすけあい活動の推進

平成 30 年度から令和 4 年度までのタイムスケジュール

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
①人工透析患者の福祉有償運送事業利用促進	会員登録の募集・事業の実施と運転手の養成 →				
②認知症カフェの普及と活動支援	調査研究 →		認知症カフェ等の普及と活動支援 →		
③遺贈と空き家活用による地域福祉の拠点	調査研究 →		計 画 中 止		
④子ども応援夢基金の創設	調査研究 →				
	広報活動 →				
				基金の創設・寄附金募集 →	
				資金貸付 →	
⑤一時里親バンク登録事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・本会職員の里親認定・登録 ・一時里親の調査研究 →				
					一時里親の募集と養成 →

6. 基本項目 4：権利擁護事業の拡充

重点項目（7）法人後見機能と権利擁護活動の充実

（現状と課題）

認知症、知的・精神障害などにより判断能力が十分でない人が地域で自立した生活を送るため保護、支援をする「成年後見制度」の利用ニーズは、認知症高齢者の増加や障がい者の地域移行とともに年々増えています。

しかし、制度の理解が十分に図られていないことや、申立人や後見人等候補者の受け皿不足等の理由から、制度を必要な人が必ずしも利用に結び付いていない状況が全国的にあります。

今回、法人後見を計画に位置付けた背景には、高齢者に対する後見人の必要性和同様に、障がい者、特に知的・精神障がい者が置かれた現状と将来への不安、広く言われている「親亡き後」をどうサポートするかという深刻な課題があるからです。知的・精神障がい者への支援は、その支援期間が数十年に及ぶことや、「日常生活の見守りと福祉サービス利用支援」を重点的に行う必要があることなどから、社会福祉分野に精通した者が、本人に近い距離で、長期間に渡って関わり続けることが重要と言われており、社協のような公益法人が組織として法人後見事業に取り組むことで継続性を確保し、一定数の知的・精神障がい者の後見需要にも応えていくことが重要です。

社協は、平成 27 年から「法人後見事業」を立ち上げ、成年後見人等として、受任を行っていますが、まだまだ始まったばかりであり、今後増加する需要に対応するためには、成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実を図る必要があると考えています。

（目指すべき方向性）

地域の総合的な権利擁護支援体制の構築には、アクセスのしやすさ、分かりやすさが確保できる「権利擁護センター」の設置が有効とされています。

社協は、平成 32 年度から、支所を基本拠点とした権利擁護センターの受託をしたいと考えています。そして、この「権利擁護センター」の役割のひとつとして、成年後見制度の普及・啓発に取り組みたいと考えています。

そのためには、これまで進めてきた住民や福祉関係者との協働、市関係部局とのパートナーシップのもとで、権利擁護センターを基盤として、各種事業（法人後見での受任、市民後見人の養成、権利擁護・成年後見制度の相談受付、日常生活自立支援事業・成年後見制度に関する情報発信、講演会・研修会）を一体的かつ計画的に行っていく必要があります。

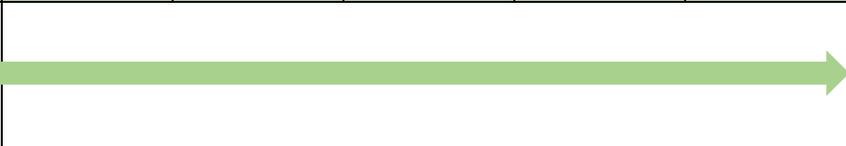
(実施計画)

① 市民後見人養成講座の継続

市民後見人は、不足する成年後見人等の新たな担い手として期待されています。しかし、市民後見人を養成する目的は、単に成年後見人等の不足を補うということだけではありません。

市民後見人の大きなメリットは、被後見人等の身近な地域で、本人の気持ちに寄り添った支援が可能となること、そして法的に根拠を持ちながら、「市民という専門性」を最大限に活かした活動ができ、これまでの地域での助け合いから、一歩進んだ助け合いが可能になることなどがあります。

社協は、地域福祉の新たな担い手として、「市民後見人の養成」を継続的に行い、市民が市民を支える権利擁護の体制整備に取り組めます。

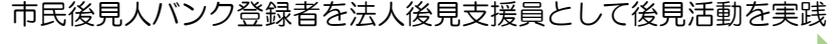
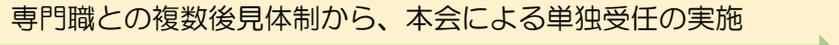
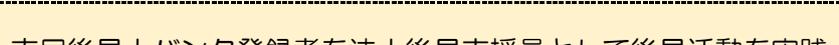
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
市民後見人 養成講座の開催					
重要目標達成指標 (KGI) 令和5年3月末時点 ・市民後見人バンク登録者数：10名 → 20名					

② 利用者に最適な後見受任体制の整備

成年後見人は、被後見人の生活全般の代理権を有する場合もあり、様々な法的手続きが必要なこともあります。これまで、社協で成年後見人等を受任する場合は、弁護士等の専門職との複数で受任を受け、様々なアドバイスを受けながら支援をしてきました。

しかし、平成 29 年 3 月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、今後の施策の目標として、「利用者がメリットを実感できる制度の運用」が掲げられており、その具体的な方法の一つとして、「利用者に適切な後見人等の選択」があります。今後は、利用者へ必要な支援内容に応じて、法人後見での単独受任、専門職との複数後見、親族との複数後見、市民後見人との複数後見など、様々な受任体制を整備し利用者に最適な後見人等の選択が行えるよう受任体制の拡充を図ります。

なお、市民後見人と本会との複数後見は、市民後見人の強い要望を受け、令和元年 9 月より 3 件を実施することになり、令和 3 年度からは更に 1 件増え、現在 4 件実施しており順調に推移しています。

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
法人後見事業の 体制整備	旧	専門職との複数後見体制から、本会による単独受任の実施 				
		市民後見人バンク登録者を法人後見支援員として後見活動を実践 				
				本会と市民後見人との複数後見実施 		
	新	専門職との複数後見体制から、本会による単独受任の実施 				
		市民後見人バンク登録者を法人後見支援員として後見活動を実践 				
				本会と市民後見人との複数後見実施 		
重要目標達成指標（KGI） 令和 5 年 3 月末時点 <ul style="list-style-type: none"> ・単独後見受任件数：2 件 → 12 件 ・法人後見支援員数：10 名 → 20 名 ・市民後見人との複数後見実施件数：0 件 → 10 件 						

③ 地区社協等での広報活動・関係機関とのネットワーク形成

社協は、平成 28 年度から、日援事業・成年後見制度・市民後見人制度の研修会を関係機関や地域住民（33 会場、663 人）を対象に説明会を行い、制度の周知を行いました。

この研修会では制度の周知が図れただけでなく、関係機関とのネットワークの形成にも役立つものとなりました。

その結果、日援事業利用者が 2 年間で、20 人（平成 27 年 4 月現在）から、43 人（平成 29 年 3 月現在）とほぼ倍増し、人口当たりの利用者数が県内の市町村で最も多くなりました。また、市民後見人養成講座にも 13 人の応募がありました。

このようなことから、制度の普及啓発は重要な取り組みであり、今後も普及啓発を継続的に行い、住民が成年後見制度等を身近な制度として捉えられるよう地域づくりを進めます。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
広報活動	権利擁護に関する説明会の開催 				
<p>重要目標達成指標（KGI） 令和 5 年 3 月末時点</p> <p>市民に向けた広報活動：130 回 （内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協向けの説明会：93 回（31 地区 × 3 回） ・福祉団体向けの説明会：18 回（6 団体 × 3 回） （民生委員・栄養委員・愛育委員・ボランティア・老人クラブ・身障協会） ・サロン代表者向けの説明会：18 回（6 地域 × 3 回） 					

④ 入居支援保証人代行事業の実施

日援事業・成年後見制度利用者の中には、頼れる親族がない、また、計画的な金銭管理が難しく資産が少ないといった課題を抱えた利用者が多くいます。

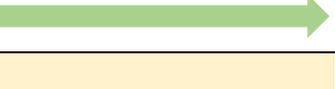
このような利用者の中には、自宅での生活が難しいため、本来はアパート等へ入居する必要がある場合でも、親族等に保証人をお願いすることが出来ないうえに、資産が少なく民間の保証人サービスを利用することも困難で、賃貸住宅への入居ができないという課題がありました。

このようなことから、日援事業・成年後見制度利用者について、賃貸住宅の入居時等に社協が「保証人」となる「入居支援保証人代行事業」について調査研究を行い事業を実施します。

計画策定時においては、日援事業・成年後見制度利用者に、頼れる親族がないため、アパート等への入所に課題を抱えた利用者があり、美作市社協が入居時の保証人になる「入居支援保証人代行事業」について調査研究を実施することになりました。調査を行った結果、全国的に、単身高齢者の増加などにより保証人を確保することが困難で住居確保に課題を抱えている人が増加し、社会問題化していたことから、平成30年3月30日付け国土交通省住宅局長通知で、「単身高齢者の増加など公営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえるとともに、これまでの公営住宅に係る制度改正の内容を反映するため、「公営住宅管理標準条例（案）について」保証人に関する規定を削除する旨の通知を行うなどの対応を行っていました。

このような背景から、平成30年に岡山市で、令和元年に岡山県の公営住宅の保証人規定が削除され、令和2年4月からは美作市の公営住宅入居においても保証人が不要となりました。

これにより、日援・成年後見制度利用者で、保証人がいないという理由により、住居を確保することができないという課題が解決し、実際に令和3年9月には、日援の利用者が保証人なしで美作市の公営住宅に入居され、当初課題となっていたことも解決したため、本事業は計画中止としました。

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
入居支援保証人 代行事業の実施	旧		調査・研究			
					保証人代行事業の実施	
	新		調査・研究			
						計 画 中 止

重点項目（7）法人後見機能と権利擁護活動の充実

平成 30 年度から令和 4 年度までのタイムスケジュール

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
① 市民後見人 養成講座の開催	→				
② 法人後見事業の 体制整備	専門職との複数後見体制から、本会による単独受任の実施 →				
	市民後見人バンク登録者 を法人後見支援員として 後見活動を実践 →				
	本会と市民後見人との複数後見の実施 →				
③ 広報活動	権利擁護に関する説明会の開催 →				
④ 入居支援保証人の 代行事業調査研究	調査・研究 →				
				計 画 中 止	